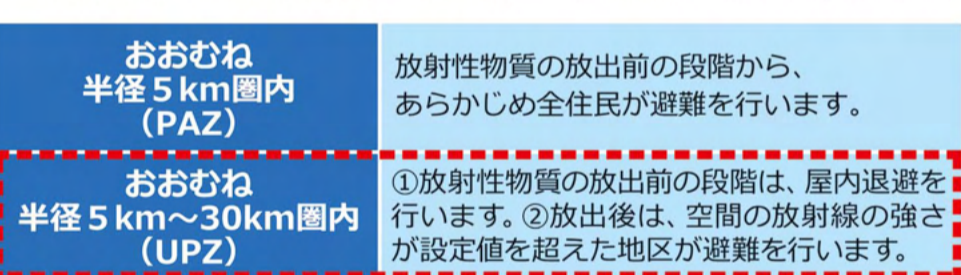


原子力災害 広域避難ガイドマップ



2 避難や屋内退避を行う原子力対策区域の範囲

原子力災害が発生した場合、原子力発電所からおおむね半径30km圏内の区域の方は、放射線による影響を避けるための防護措置を行います。



3 避難先の市町村を確認

お住まいの地区によって避難先となる市町村(福島県)を定めています。

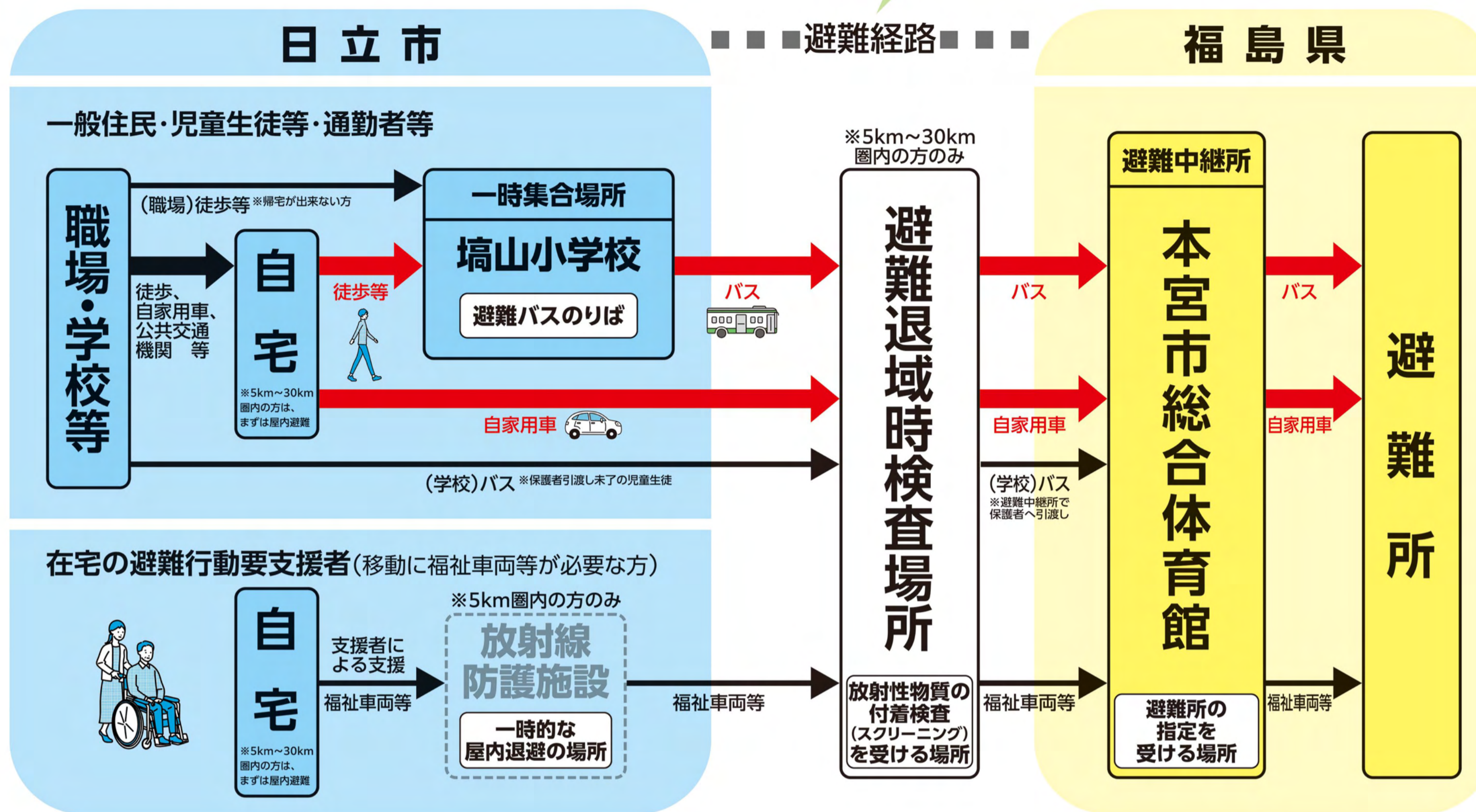
地区	一時集合場所	避難先市町村	避難中継所
5km圏内 (PAZ)	坂下	坂本東小学校 久慈川日立南交流センター	いわき市 中央台公民館
	久慈	久慈小学校	いわき市(小野町) 平体育館(小野町民体育館)
	大みか	大みか小学校	田村市 田村市総合体育館
	大沼	大沼小学校	須賀川市 田谷幸吉メモリアルアリーナ
	塙山	塙山小学校	本宮市 本宮市総合体育館
	河原子	河原子小学校	三春町(郡山市) 三春町民体育館(郡山カルチャーパーク)
	水木	水木小学校	郡山市(大玉村) 郡山カルチャーパーク(大玉村農村環境改善センター)
	金沢	金沢小学校	
	諏訪	諏訪小学校	
	5km～30km圏内 (UPZ)	大久保	大久保小学校
成沢		成沢小学校	
会瀬		会瀬小学校	喜多方市 押切川公園体育館(鷲崎町民体育館)
助川		助川小学校	中里小中学校 会津若松市(猪苗代町)
宮田		宮田小学校	多賀中学校 伊達市(国見町)
中里		中里小中学校	伊達市(国見町)
滑川		滑川小学校	伊達市(国見町)
油縄子		油縄子小学校	伊達市(国見町)
中小路		中小路小学校	伊達市(国見町)
仲町		仲町小学校	福島市(桑折町) あづま総合運動公園(桑折町民体育館)
田尻	田尻小学校	福島市(桑折町)	
日高	日高小学校	福島市(桑折町)	
豊浦	豊浦小学校	福島市(桑折町)	
十王	榊形小学校 山部小学校	伊達市(国見町)	伊達市ふるさと会館(道の駅国見あつかりの郷)

※()内の市町村等は、上段の市町村で避難所が定まった場合の避難先

お願い 避難者自身の親戚・知人宅等に避難する際の留意事項
市が定めた避難先以外に避難する場合も、無用な被ばくや、渋滞・混雑を避けるため、避難の指示を受けてから避難を開始してください。
避難後は、避難者の所在確認のため、電子フォーム(ひたちナビや市SNS等で案内)や電話(市役所0294-22-3111)で避難先をご連絡ください。

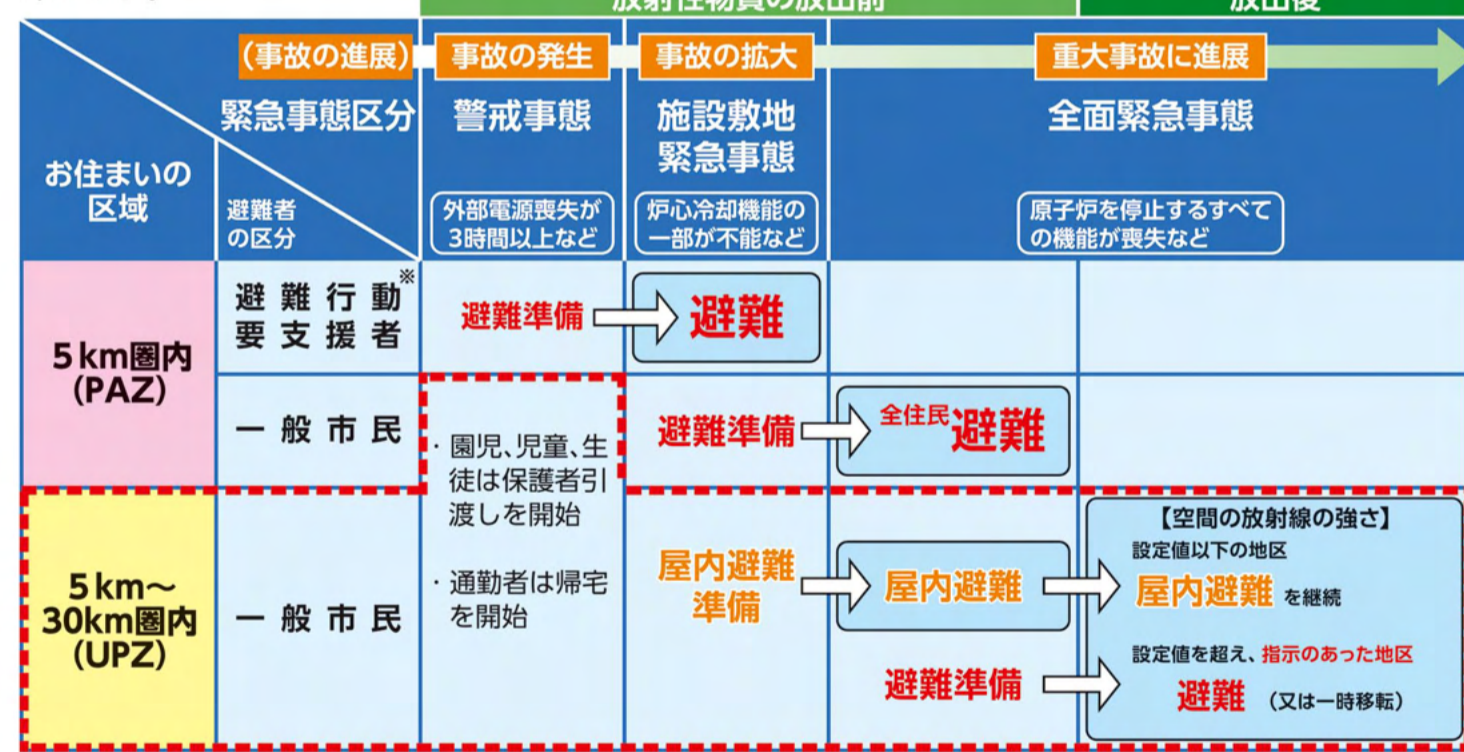
1 避難手順・方法

職場や学校にいる場合は自宅に戻ります。避難の手段は、自家用車を原則とし、渋滞の軽減などのため、原則乗り合わせて避難します。自家用車による避難が困難な方は、徒歩等で「一時集合場所」に集まり、県が手配するバスで避難します。
いずれも避難者は、避難先市町村の「避難中継所」へ向かい、そこで「避難所」の指定を受け、移動します。また、原子力発電所からおおむね半径5km圏内にお住まいで、移動に福祉車両等が必要な方は、一旦、放射線防護施設で屋内退避を行い、その後県が手配する福祉車両等で避難中継所に向かいます。



4 避難や屋内退避のタイミング

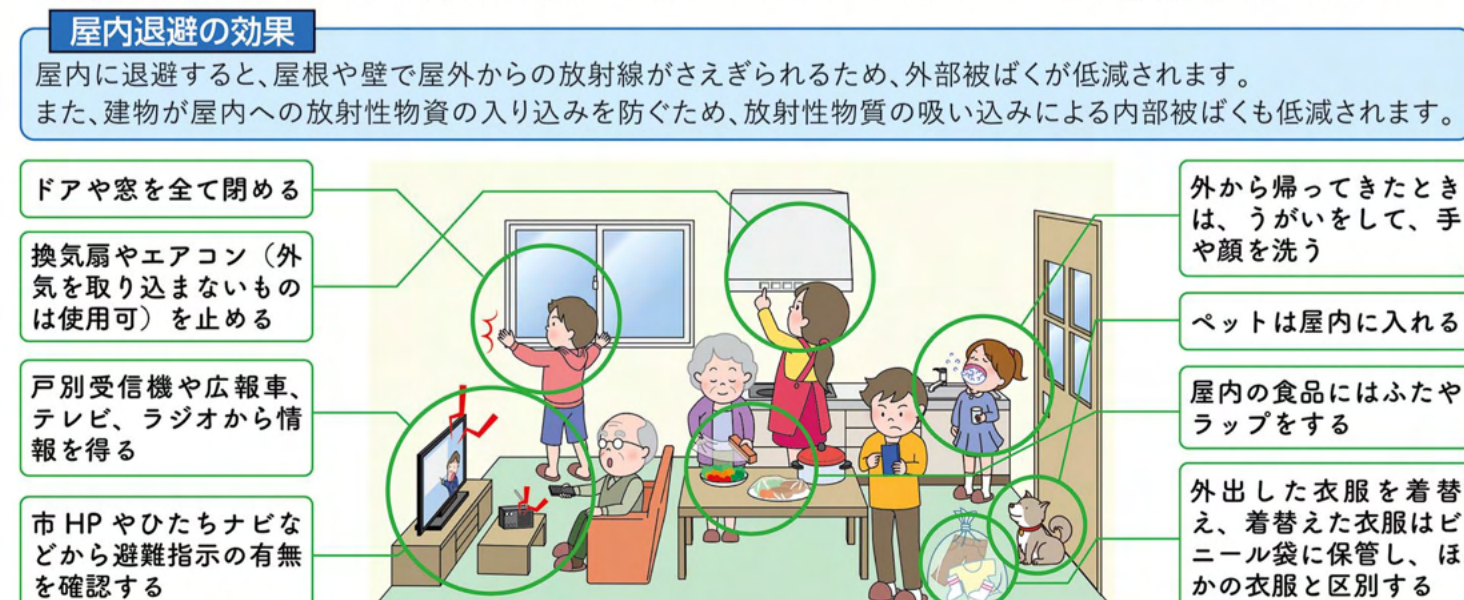
避難や屋内退避の開始時期は、お住まいの区域や避難者の区分により異なり、それぞれ原子力事故の進展に応じて国が判断し、県や市に対して指示を行います。市は、防災行政無線等の情報伝達手段により、住民にそれらを伝達します。
一般市民の場合、緊急事態区分が全面緊急事態に至ったとき、5km圏内(PAZ)は、全域で避難を開始し、5km～30km圏内(UPZ)は、屋内退避を行います。放射性物質の放出があった場合は、空間の放射線の強さが設定値を超え、指示を受けた地区において、避難(又は一時移転)を開始します。



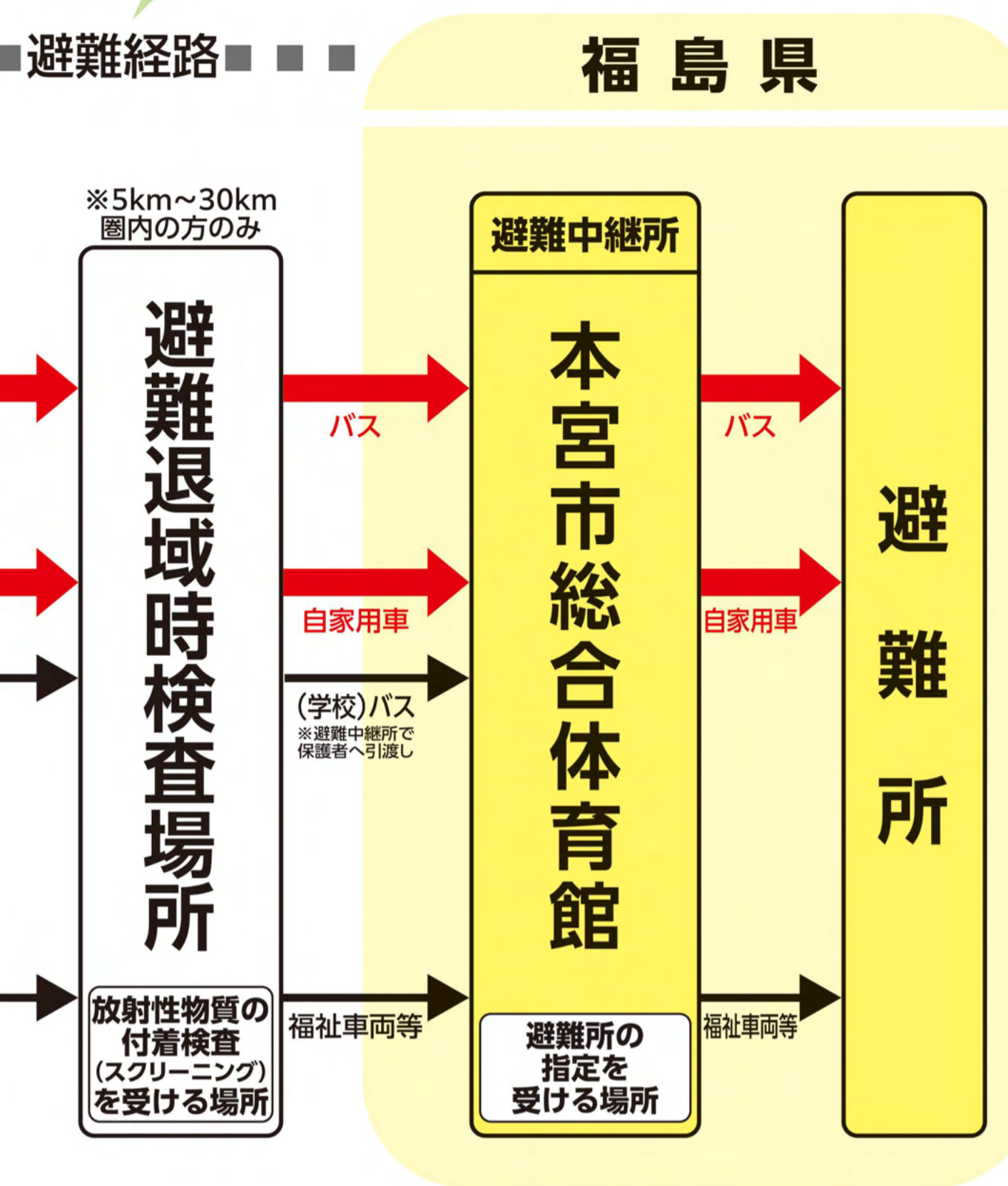
※次のいずれかに該当する方(高齢者、障害者、妊婦及び乳幼児等の要配慮者のうち、災害の発生時に自ら避難することが困難な方であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする方。)、この表では、社会福祉施設の入居者、医療機関の入院患者及び安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した方も含みます。

5 屋内退避

緊急事態区分が全面緊急事態に至った場合、5km～30km圏内(UPZ)の住民は、屋内退避を行います。屋内退避の指示が出たら、自宅などの建物に入り、市などからの正確な情報を入手します。

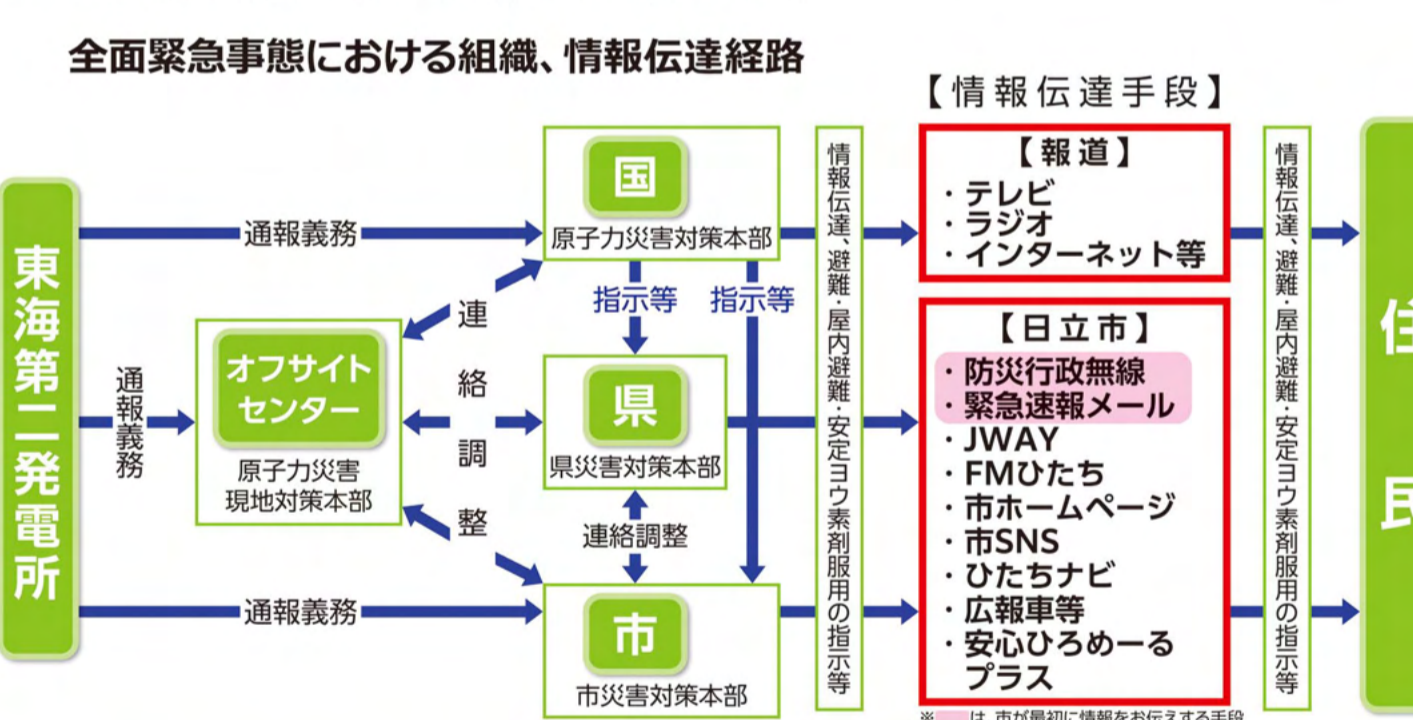


避難中継所までの主な避難経路は、高速道路や国道などの幹線道路となります。地図面には、避難に伴う渋滞及び被災により損壊した道路等を回避するため、複数の代替避難経路を示しています。
なお、地図面に示した避難経路に通行上の支障がある場合には、通行可能かつ効率的な他の経路を使用し、避難中継所へ向かってください。



6 情報収集

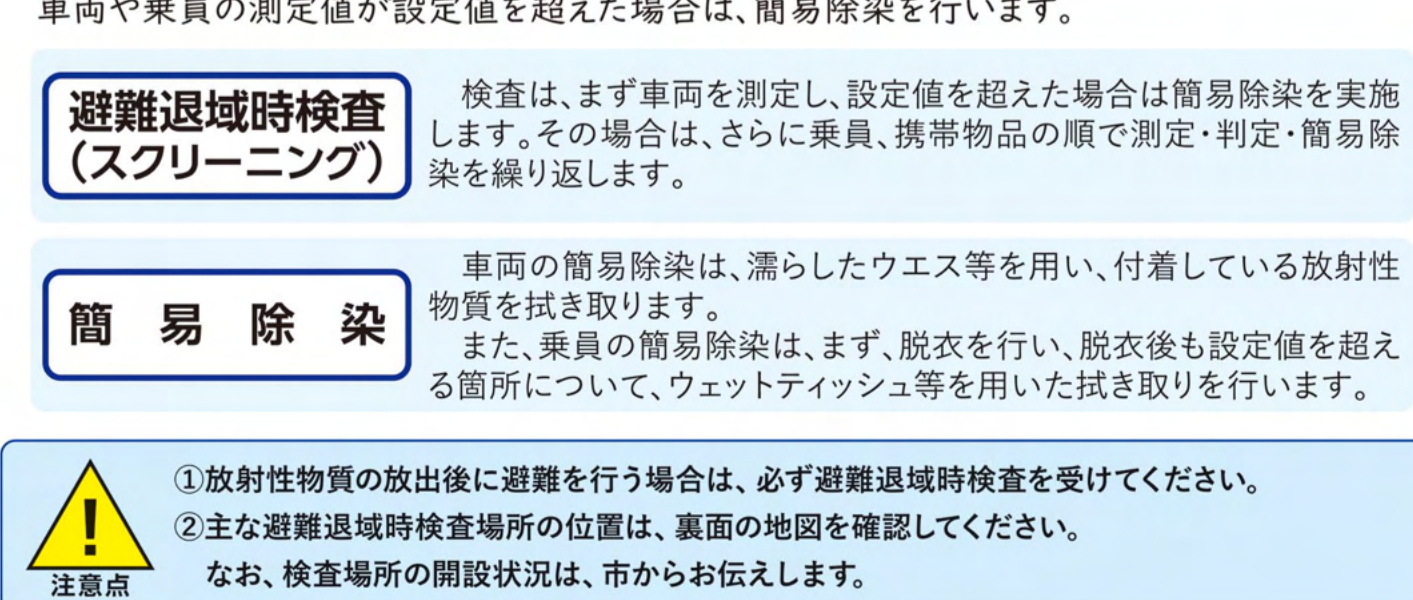
万一、原子力事故が発生した場合、市は、国から伝えられる避難や屋内退避等の指示を、防災行政無線、緊急速報(エリア)メール、市ホームページ、市SNS、アプリ等を使って、住民に対し速やかに伝えます。指示に従い落ち着いて行動しましょう。



①正確な情報の入手を心がけ、うわさやデマに惑わされないようにしましょう。
②無用な混乱や被ばくを避けるため、市から伝えられる指示に従いましょう。
③防災活動の妨げになるため、電話による問合せは控えましょう。

7 避難退域時検査(スクリーニング)と簡易除染

5km～30km圏内(UPZ)における避難など、放射性物質の放出後の避難では、無用な被ばくや放射性物質の拡散を防ぐため、避難経路付近に県が設置した放射性物質の付着状況を確認する検査場所を経由し、「避難退域時検査」を受けます。車両や乗員の測定値が設定値を超えた場合は、簡易除染を行います。



防災関係機関の連絡先

防災関係機関	連絡先
日立市役所	0294-22-3111 (代表)
日立市消防本部	0294-24-0119
日立警察署	0294-22-0110

情報取得手段

災害時は、各種の情報取得手段を活用し、市からの正確な情報を取得しましょう。



アプリや安心ひろめるプラスは、平常時からインストールしておくことで便利です。

ひたちナビ	いばらき原子力防災アプリ(茨城県)	安心ひろめるプラス
iOS	Android	iOS
Android	iOS	Android
LINE	Eメール	

避難時の持出品

(自然災害への備えも含めて、日頃から準備しておきましょう。)

放射性物質の付着や吸入を防ぐための物品類	非常用持出品	その他の生活用品	その他の必要物品
<input type="checkbox"/> 安定ヨウ素剤(PAZのみ) <input type="checkbox"/> 露出の少ない服装 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 帽子 <input type="checkbox"/> 雨ガッパ(なければ長袖・長ズボン) 非常食 <input type="checkbox"/> 保存食 <input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 粉ミルク <input type="checkbox"/> 哺乳瓶	<input type="checkbox"/> リュックサック <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> ラップ <input type="checkbox"/> 電池 <input type="checkbox"/> 手帳・印鑑類 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> ガイドマップ <input type="checkbox"/> 携帯電話・充電器 <input type="checkbox"/> 筆記用具 <input type="checkbox"/> 簡易トイレ	<input type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> 絆創膏 <input type="checkbox"/> 包帯 <input type="checkbox"/> 食器(プラ、使い捨て) <input type="checkbox"/> ラップ <input type="checkbox"/> 傘 <input type="checkbox"/> 歯ブラシ <input type="checkbox"/> 歯 <input type="checkbox"/> ティッシュ <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 生理用品 <input type="checkbox"/> 紙おむつ <input type="checkbox"/> ビニール袋 <input type="checkbox"/> 替えの服・下着類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 避難の際には・・・ <input type="checkbox"/> 電気のアレカーを落としましょう。 <input type="checkbox"/> ガスの元栓を閉めましょう。 <input type="checkbox"/> 窓やドアは施錠しましょう。



【発行】日立市総務部原子力安全対策課 令和6年9月

8 安定ヨウ素剤の服用

安定ヨウ素剤は、適切なタイミングで服用することにより、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを低減させます。避難開始の際に、国などが配布及び服用の必要性を判断しますので、市から伝えられる指示に従いましょう。
なお、5km圏内(PAZ)の地区の住民には、平常時から事前配布を行っています。
また、5km～30km圏内(UPZ)の地区の住民には、全面緊急事態に進展後、国からの指示に基づき、指示のあった地区において緊急配布を行います。

対象者	安定ヨウ素剤
生後1か月未満	ゼリー剤(16.3mg) 1包
生後1か月以上3歳未満	ゼリー剤(32.5mg) 1包
3歳以上13歳未満	丸剤(50mg) 1丸
13歳以上	丸剤(50mg) 2丸

①安定ヨウ素剤の効果は、服用のタイミングが重要になるので、指示なく服用してはいけません。
②安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを抑えることのみで有効であり、その他の放射性物質による被ばくを防ぐことはできません。

【参考】用語の解説

- 放射線防護施設 建物内への放射性物質の進入を抑制する圧気装置の設置や、建物の気密性向上等の防護対策を講じた施設。PAZにお住まいで、避難に福祉車両が必要な方が、車両の準備が整うまで一時的に屋内退避を行う。(放射線防護施設:大沼交流センター、水木交流センター、南部支所)
- 緊急事態区分 原子力事故が発生し、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じるため、原子力施設の状況に応じて緊急事態を次の3つに区分している。
- 警戒事態 住民への放射線による影響やそのおそれ「緊急のものではないが、原子力発電所において事故等の異常事象の発生又はそのおそれがあるため、国、県、市などの防災関係機関が情報収集や自ら避難することが困難な方の避難等の防護措置の準備を開始する段階。
- 施設敷地緊急事態 原子力発電所において住民に放射線による影響をもたらす可能性がある事故等が生じたため、PAZにおいて緊急時に備えた避難等の防護措置の準備を開始する段階。
- 全面緊急事態 原子力発電所において住民に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、PAZにおいては、速やかに広域避難を実施し、UPZにおいては、屋内退避を実施しながら避難準備を行う段階。
- 一時移転 空間放射線量は低い、日常生活における無用の被ばくを低減するために、一定期間(1週間程度)のうち当該地域から離れること。
- オフサイトセンター 原子力災害時の現地対応拠点で、国の行政機関、地方自治体、関係機関や専門家などの関係者が一堂に会して情報を共有し、一体となって応急対策の指揮をとる。